

平成29年度 さいたま市立和土小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

本校の学校教育目標は、「瞳輝く和土っ子の育成 やさしい子・かしこい子・たくましい子」である。この目標の具現化に向けて、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、教育活動を行っている。

「いじめ」に関しては、「心と生活のアンケート」「学校独自アンケート（スマイルアンケート）」をとってみると、友人関係で悩みをもつ児童がみられる。このことを踏まえ、生徒指導委員会を中心として、組織的に「いじめ」の未然防止、早期発見に努めている。

また、学校評価のアンケートでは、本校の生徒指導に関して、児童・保護者・教職員・地域等いずれも概ね良好な評価をいただいている。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、「いじめ問題への対応の基本的スタンス等について」（平成24年7月26日 教育長）を踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという共通理解のもと、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」に取り組む。

本校では、生命尊重教育の推進のため「和土小スマイルプロジェクト」を策定している。これは、計画的教育相談活動のための「和土小スマイルアンケート」、計画的個人面談活動のための「和土小スマイルタイム」、学習や生活の指導事項を定めた「和土小スマイルステップス」で構成されている。

また、定例の生徒指導・教育相談委員会で、生徒指導方針や配慮を要する児童への共通理解・共通行動の確認。ケース会議では、個々の児童への支援の在り方の検討。民生児童委員連絡協議会では、地域の方々の参加のもと、地域における児童の実態把握と支援活動の検討。

これらの取り組みの他、道徳教育・人権教育・潤いの時間「人間関係プログラム」・特別支援教育等教育活動全体を通し、心豊かな児童の育成に努めていく。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

IV 組織

1 いじめ防止対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1）目的

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対応等に関する措置を実効的に行うため、常設の「いじめ対策委員会」を設置するものとする。

（2）構成員

校長・教頭・教務担当・生徒指導主任・生徒指導部員・教育相談主任・養護教諭・(担任)
学校評議員・民生児童委員・スクールカウンセラー・さわやか相談員・PTA会長・PTA幹事

（3）開催

定例会（学期1回）、臨時会（必要に応じて）

（4）内容

- ①いじめの問題に対する取組、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ②いじめの相談・通報の窓口
- ③いじめに関する情報、児童の問題行動などに係る情報の収集・記録・共有
- ④関係児童への事実関係の聴取、指導や支援、対応方針の決定、保護者との連携

2 子どもいじめ対策委員会

（1）目的

児童が主体的にいじめの問題に対応するために、児童の視点から、いじめ防止に係る、自主的活動の計画作成および実施の中心的な役割を行う。

（2）構成員

児童会（計画委員（委員長、副委員長、書記）、各委員会委員長、クラス委員）

（3）開催

定例会（学期1回）、臨時会（必要に応じて）

（4）内容

- ①あいさつ運動
- ②いじめ撲滅スローガンの作成
- ③縦割り活動の計画
- ④その他

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

（1）目標・・・豊かな心をもち、進んで実践する子どもを育てる。

（2）内容・・・道徳教育の全体計画のもと、道徳の時間、各教科、生徒指導、特別活動、その他の教育活動における道徳教育の重点を定め、教育活動全体をとおして、道徳教育の推進を図る。

- 2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して
 - (1) ねらい・・・いじめの問題について考え、いじめが起きない集団や学校を作ろうとする意識を高め、児童の豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に向けた取組を推進する。
 - (2) 内容・・・いじめ撲滅に向けた学級スローガンを作る。全校朝会で、関連した講話をする。児童会が中心となって、学校のスローガンを作り、全児童へ発表する。
 - (3) 実施時期・・・毎年6月
- 3 「人間関係プログラム」を通して
 - (1) ねらい・・・全体計画のもと、人間関係プログラムの活動を通して、国際社会をたくましく豊かに生きる児童を育成する。
 - (2) 内容・・・豊かな人間関係づくりの能力やコミュニケーション能力等をつけるため、エクササイズやロールプレイを行い、スキルを身につける。また、調査を活用し、児童一人ひとりの支援や集団への働きかけを組織的に行う。
 - (3) 実施時期等・・・3年～6年、各学期当初、それぞれ6時間、年間18時間実施する。
- 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して
 - (1) ねらい・・・悩みやストレスへの対処法、友人との好ましい関係づくりや助け合いのスキルを学ぶ
 - (2) 内容・・・第5学年は、「悩みと上手につき合おう」。第6学年は、「友だちのよい相談相手になろう」。
 - (3) 実施時期・・・第5学年は、4月。第6学年は、4月。
- 5 メディアリテラシー教育を通して
 - (1) ねらい・・・社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考えさせるとともに、望ましい情報社会の創造に参画しようとする主体的な態度を育てる。
 - (2) 内容・・・情報発信の仕方、正しいメールの書き方、著作物の正しい取扱い、情報に対する正しい判断、情報の有効な活用、ネット上のいじめについて等
 - (3) 実施時期・・・各教科等の指導計画に合わせて、適時適切に実施する。
- 6 和土小スマイルプロジェクトの取組
 - (1) ねらい・・・アンケート、個別面談、学習と生活のスタンダードの3つの取組を通して、生命尊重教育の推進を図る。
 - (2) 内容
 - ①毎月、学校独自のアンケート（スマイルアンケート）を行い、児童の悩みやストレス、いじめの把握等をする。
 - ②毎月第2木曜日、掃除、昼休みの時間を利用して、児童との個別面談を行う。（アンケートの結果やクラスの様子から児童を選ぶ）
 - ③1日の生活や学習について、全校で共通して指導ができるように、和土小のスタンダードを定めている。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

- 1 日頃の児童の観察
 - (1) 登校した児童を教室で迎え、声をかける。
 - (2) 健康観察で、呼名しながら、顔色や声など観察する。
 - (3) 授業中の机間指導で、必要に応じて、声をかける。
 - (4) 休み時間の様子を観察する。必要に応じて、一緒に遊ぶ。
 - (5) 給食で、各班を順番に回りながら、会話する。
 - (6) 清掃場所を回りながら、観察する。
 - (7) 必要に応じて、個別に話をする。
- 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施
 - 学期の初めにアンケートを行うことで、悩みやストレスを抱えている児童やいじめの早期発見をする。結果をもとに、必要に応じて個別面談を行う。
- 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告
 - 児童に対するスマイルアンケートを定期的の実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- 4 教育相談週間（日）の実施
 - 毎月第4金曜日に保護者対象に実施する。面談者は、管理職、担任、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー等とする。
- 5 保護者アンケートの実施
 - 毎年、12月に学校評価の一環として、保護者にアンケートを実施する。また、年間2回の学校公開日に、簡易アンケートを実施する。結果については、学校関係者評価委員会で報告するとともに、保護者へ公開する。
- 6 地域からの情報収集
 - 毎年7月に、民生児童委員連絡協議会を開催し、全教員参加のもと、広く地域からの情報収集と、情報共有を行う。

VII いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、校長を補佐し、各担当への指示を出し、情報を集め、校長に報告する。
- 教務主任は、校長、教頭を補佐し、各担当の状態を確認し、情報を集める。
- 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年主任は、事実確認のため、情報収集を行う。該当学年の教員への情報共有を行う。

- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
- 教育相談主任は、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童のケアについて方針を検討する。関係機関との連携の窓口となる。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に発達障害が要因として考えられないか、情報集を行う。
- 養護教諭は、生命・心身への重大な被害について情報を集め、報告をする。また、被害の状態により、医療機関との連携を図る。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童のカウンセリングを行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見、またはいじめの疑いを認めた場合は、学校等に連絡する。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。
- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対処を行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底を行う。
- (2) 各種アンケートの結果・考察を情報共有する。

2 校内研修

- (1) 「わかる授業を進めること」・・・全ての児童が生き生きと学ぶ授業改善を行うことで、自信を深め、自己肯定感を高めることにつながる。このことは、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止につながる。
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修・・・さわやか相談員、スクールカウンセラー等専門的な立場の職員から、児童理解の手法やテクニックを学ぶ研修会を年1回開催する。
- (3) 情報モラル研修・・・インターネット・メール等を利用した「いじめ」の存在を意識し、現在問題となっている最新の情報を得る機会を作る。「携帯・インターネット安全教室」を開催し、児童と保護者が共に学ぶ機会を作る。

X PDCAサイクル

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

○各学期1回、いじめ対策委員会の場で、それまでの取組の検証を行う。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) アンケートの実施を、毎月とする。
- (2) いじめ対策委員会を、5月、11月、2月とする。
- (3) 校内研修会を、7月、8月、12月とする。